

～結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助します～

安芸市は新婚さんを応援しています

補助対象経費・補助金額

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った下記費用を補助します。

住居費

物件の購入・賃借費用

※購入費（改修）、家賃、敷金、礼金
共益費、仲介手数料など

※婚姻前の転居や配偶者の居宅へ転居した場合も対象となる可能性があります。

引越し費用

引越し業者に支払った費用

※レンタカー等を借りて自ら引越した場合や、友人等に手伝ってもらい引越した場合は対象外

年齢	補助額	親世帯と同近居の場合 (直線距離で5km以内)
29歳以下	40万円	60万円
30～39歳	30万円	45万円

※予算の範囲内で補助を実施

対象者の主な要件

次の①～⑥を含むすべての要件に該当する夫婦

- ① 令和8年1月1日～令和9年2月28日の間に婚姻した夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下
- ③ 令和7年中の夫婦の所得の合算額が500万円未満
※貸与型奨学金を返済している方は、返済額を所得から控除し算出
- ④ 安芸市内の居宅に同居し、夫婦とも住民基本台帳に住所として記載されていること
- ⑤ 安芸市税・高知県税の滞納がないこと
- ⑥ 夫婦がともに下記a～cまでのいずれか1つ以上を受講していること
 - a ライフデザイン支援講座
(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む)
 - b プレコンセプションケアに関する講座
 - c 共家事・子育て講座



申請期間

令和8年4月1日(水) ～ 令和9年3月10日(水)
(月～金 8:30～12:00、13:00～17:15)

問い合わせ先

安芸市役所 企画調整課 企画係

〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 2階②の窓口

電話:0887-35-1012 FAX:0887-35-4445

E-mail:kikaku@city.aki.lg.jp



結婚・妊娠・子育て相談機会提供・支援プログラム(結婚新生活支援事業)補助金について

※婚姻日前の転居や配偶者の居宅へ転居し同居した場合の賃料等も補助対象の可能性があるので、不明な点はお問い合わせください。

※お問い合わせ時に、令和7年分の源泉徴収票、確定申告書(写)や住宅の購入、改修、賃貸、引越しの契約書や領収書がお手元にあると、補助要件の確認が早くできます。

※領収書の日付が、R8.4.1～R9.3.31までのものが対象です。

チェック欄	主な補助要件チェックリスト	提出書類
<input type="checkbox"/>	婚姻日(R8.1.1～R9.2.28)時点の年齢が夫婦とも39歳以下である。	戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	安芸市内の居宅に同居し、夫婦とも住民基本台帳への記載がある。	住民票(謄本)
<input type="checkbox"/>	夫婦のR7年中の合計所得(☆下段参照)が500万円未満である。	R8年度(R7年分)所得証明書
<input type="checkbox"/>	引越し業者へ夫婦どちらかが支払った費用であり、領収書がある。	見積書・領収書(写)
<input type="checkbox"/>	住居費(賃借):夫婦どちらかが名義の契約書、領収書がある	見積書・領収書(写)
<input type="checkbox"/>	住居費(購入・改修):夫婦どちらかが名義の契約書、領収書がある	見積書・領収書(写)
<input type="checkbox"/>	夫婦とも安芸市税等、高知県税の滞納がない。	高知県納税証明書
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助等を受けていない	
<input type="checkbox"/>	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。	
<input type="checkbox"/>	夫婦がともに下記a～cまでのいずれか1つ以上を受講していること。 <input type="checkbox"/> a ライフデザイン支援講座 (乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。) <input type="checkbox"/> b プレコンセプションケアに関する講座 <input type="checkbox"/> c 共家事・子育て講座	

☆所得要件 令和7年中の夫婦の所得の合算額が500万円未満であること

* 所得は、収入や手取り給与とは異なります。

* 所得の確認の例(給与収入者:源泉徴収票のみの場合)

下記の場合:支払金額=収入 510万円

給与所得控除後の金額=所得 324万円

令和7年分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ)	
		安芸 弥太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額
給与・賞与	5,100,000	3,240,000	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
有 配偶者		特定 老人 人 従人 内	その他 老人 人 従人 内
		障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数
		特別 人 内	その他 人 内
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円	円	円	円